

藤原仲麻呂政権期の尊号について

はじめに

太上天皇とは、生前に譲位した天皇に対する称号であり、中国での太上天皇・太上皇帝に照応する位号である。太上天皇号は、七世紀末における天皇号成立を前提として大宝律令においてはじめて規定されたものと考えられる。^①それ以降、譲位した天皇に対して無条件で呼称されていた太上天皇号が、九世紀の前半、新天皇の詔書発布を必要とする他律的な称号に転化したことは以前検討した。^②この太上天皇号は、「太上天皇尊号」、あるいは単に「尊号」ともいわれ、「尊号宣下次第」の表題をもつ儀式次第が、ほかならぬ太上天皇号付与儀礼の次第書たりえたように、太上天皇号と尊号とは、語義上の相即的な関係にあったとみてよい。しかし尊号という語彙自体は他のさまざまな称号についても用いられている。

そこで小稿では、①太上天皇号が尊号の中核的存在であることを再確認しつつ、その多様な用例を検討すること、②八世紀半ばにお

ける、個人を対象とした尊号と唐風政策との関係を考究すること、③それらを通じて日本古代君主制の特質を析出することの三点を課題としたい。

笈 敏 生

一 日本の尊号

さきにも触れたように、嵯峨以降の太上天皇号は、しばしば「尊号」と呼称された。前天皇嵯峨に対する淳和新帝の詔（類聚国史帝王部五 弘仁一四（八二三）年四月丁未条）にも、「宜下猶上^三尊号^一、為^二太上天皇^一、皇太后為^三太皇太后^一、皇后為^四皇太后^一とあった。太皇太后・皇太后が同時に奉られており、これらも尊号範疇に含まれるとみられるが、尊号を奉って太上天皇とし、副次的に皇后が皇太后に、皇太后が太皇太后に転上されるものと評価すべきであろう。天皇が太上天皇になることと連動して、天皇のキサキたる皇后が皇太后に、といったかたちでくりあがっていくのである。それゆえあくまでも中核は太上天皇号である。「皇太后↓太皇太后」「皇后

↓皇太后」とは異なり、讓位した前天皇は尊号を奉られることにより、はじめて称号(太上天皇)を獲得するのである。また、淳和への太上天皇号奉上的ための仁明天皇詔書(統日本後紀天長一〇(八三三)年三月己丑条)にも「太上尊号」とある。淳和に対して太上天皇号を奉る理由づけを述べる部分においてである。これは直接には秦漢以来の中国の太上皇・太上皇帝を指していたが、それらの先例に依拠して太上天皇号を奉ると仁明は主張しており、日本の太上天皇号をも「太上ノ尊号」と認識していたということが出来る。

類聚国史帝王部八「太上天皇尊号」の項には、「廢帝天平宝字二年八月庚子朔。是日、百官及僧綱詣朝堂上レ表。、、」のみが掲載されている。類聚国史編者にとつては、百官人・僧綱から孝謙太上天皇に奉られた「宝字称徳孝謙皇帝」号が、太上天皇への「尊号」にはかならないと考えられていたからであろう。項目の立てかたに語義に対する考えかたがあらわれている。帝王部八の他の諸項目「太上天皇算賀」「太上天皇注諱」「太上天皇遷御」や、帝王部一「太上天皇行幸」、同一二「太上天皇遊獵」「太上天皇遊讌」、同一三「太上天皇凶服」、同一四「太上天皇入道」「太上天皇不予」、同一六「太上天皇山陵」との対比からしても、讓位した孝謙太上天皇を対象とする、太上天皇号それ自身ではない特別の称号が類聚国史における「尊号」の意味するところであった。なお類聚国史では、讓位時における太上天皇号の奉上を、帝王部五「太上天皇」項における個々の太上天皇の部分に収めている。たとえば先述の淳和天皇

による前天皇嵯峨への太上天皇号奉上是、嵯峨太上天皇の項目に記載されているのである。

このように、「尊号」を太上天皇号それ自体とはみず、特殊な称号とみなす史料は、他にも確認することができる。まず類聚国史の「宝字称徳孝謙皇帝」記事のもととなった、統日本紀天平宝字二(七五八)年八月庚子条の「是日、百官及僧綱詣朝堂上レ表。上上台・中台尊号」である。藤原仲麻呂ら百官の表文には、「敢上尊号。伏乞、奉レ称上台宝字称徳孝謙皇帝、奉レ称中台天平眞仁正皇太后」と、僧綱らの表文には、「謹上尊号。陛下称曰宝字称徳孝謙皇帝、皇太后称曰天平眞仁正皇太后」とみられ、「尊号」とは、八世紀半ば当時の表記法であった。光明子への称号である「天平眞仁正皇太后」も尊号概念に包摂されている。八月戊申条には、故聖武天皇に対して、「追上尊号、策称勝宝感神聖武皇帝、諡称天璽国押開豊桜彦尊」と、また「追崇尊号、古今恒典」として、故草壁皇子を「岡宮御宇天皇」とする勅がある。これら四称号は、特定の個人に則した特殊な称号である。他の人物に同一の称号は与えられていない。³⁾

ところが、統紀宝龜二(七七二)年二月丁卯条には、光仁天皇の母、紀朝臣椽姫について、「先妣紀氏未レ追尊号」としたうえで、「皇太后」と称すべしとの勅が出され、類聚三代格卷一七にも、宝龜三年九月一三日の勅として「先妣紀氏未レ称尊号。自レ今以後、宜下奉レ称皇太后、御墓者称中山陵」とある。「皇太后」と

いう令に規定のある称号もまた「尊号」と呼称されていた。さらに日本文徳天皇実録斉衡元（八五四）年四月庚辰条の文徳天皇詔でも、「太皇太后」「皇太后」が尊号といわれるとともに、「淳和大后未_レ進_二徽号_一」ともあり、「徽号」の表現も用いられている。⁴

詔曰。夫人之至親、莫_レ親_レ於母子_一。故子登_二尊位_一、則貴婦_二於母_一。（中略）当_二此之時_一、有_二嵯峨太皇太后、淳和大后並存_一。朕以_二尊母之典_一、雖_レ光_二故実_一、而申厭之制、存亡異_レ礼。故以_二所生藤原氏_一為_二皇太夫人_一。（中略）敢咨_二旧章_一、奉_レ崇_二尊号_一。夫尊_二皇太后_一為_二太皇太后_一、皇太夫人為_二皇太后_一。載育_二万邦_一、厚德無_レ疆、俾_レ我四瀛_一永有_レ所_レ頼。

文徳の即位時には、嵯峨のキサキ橘嘉智子が太皇太后、淳和のキサキ正子内親王が皇太后であったため、生母藤原順子に対しては皇太夫人の称を与えるにとどまった。その後、橘嘉智子が死去したにもかかわらず、正子内親王への号も改められていないので、このときにいたり、皇太后正子内親王を太皇太后、皇太夫人藤原順子を皇太后に改号したのである。さらに日本三代実録元慶八（八八四）年二月二三日甲寅条の光孝天皇即位宣命にも、「故是以朕先妣藤原氏_レ皇太后尊号_二乎_一追贈奉流」とあって、光孝の母、藤原沢子に皇太后の尊号が追贈されている。ここで尊号や徽号といわれている太皇太后・皇太后などは、地位・身分を表示する普遍性をもつ称号である。紀椽姫の場合や、本来の位号であった皇太夫人を皇太后に変更した高野新笠の例などから、尊号という語を、ことさらに尊崇するため

の特殊な称号とする見方も提出されるかもしれない。高野新笠の埋葬記事に付載された伝には次のようにある（続日本紀延暦八（七八九）年末尾に付載された明年正月壬子条）。

今上（桓武天皇）即_レ位、尊為_二皇太夫人_一。九（延暦九）年、追上_二尊号_一曰_二皇太后_一。

しかし先掲の文徳天皇実録では、皇太后正子が太皇太后に変更される事例、皇太夫人から皇太后となった順子の場合を区別せずに「奉_レ崇_二尊号_一」としている。皇后系列内での称号変更、夫人系列から皇后系列への称号変更が、ともに尊号範疇内で処理されているのである。令制の皇后関係諸称号一般が尊号とみなされていたことを確認できる。ことさらに尊崇するがゆえに尊号というのではない。

このように、尊号にはふた通りの用法をみることができた。太上天皇号・皇太后号・太皇太后号など、地位・身分をあらわす位号という場合と、孝謙太上天皇への宝字称徳孝謙皇帝、光明子への天平心真仁正皇太后、聖武天皇に対する追贈号である勝宝感神聖武皇帝、草壁皇子への岡宮御宇天皇など、ある個人に限定されたものを尊号という場合とである。そして後者の、個人を対象とする称号は、さらに孝謙・光明子など生前のものと、聖武や草壁など没後の、諡号のごときものとの二種類にわけることができたのである。

二 中国の尊号

こういった「尊号」語義の多様性は、中国の唐代に起源をもつものらしい。戸崎哲彦によれば、秦・漢王朝の用例では、①「皇帝」など君主の地位を示す称号、つまり位号(Emperors)を尊号というものと、②漢代の「高皇帝」や「孝惠皇帝」など、個々の皇帝に個別に付与された一回性の名号(Names)、実際には没後の諡号・廟号をいう場合とに分類される。ところが唐代以降に、後者の、本来は死者個人の名号であったものから派生した、存命中の皇帝の名号として使われる尊号の例が開始された。七世紀後半の高宗・武后期に創始された「天皇」「天后」号を契機とするという。天皇・天后号は、皇帝・皇后号に代る新しい位号として構想されつつも、結局高宗・武后固有の称号となったが、それと関わって則天武后個人に対して生前に奉上された「聖母皇帝」「聖神皇帝」号制定の前提となり、八世紀の玄宗皇帝期には生前の皇帝個人を対象とする個別の尊号形式が、「故事」「常制」化したという。

しかし唐代の尊号を検討してみると、たとえば玄宗・李隆基の在位中の尊号「開元神武皇帝」(七一三年)、「開元天地大宝聖文武應道皇帝」(七四九年)、讓位後の「太上至道聖皇天帝」(七五八年)、あるいは順宗・李誦が讓位後に奉られた「応乾聖壽太上皇」(八〇六年)など存命中の個人への称謂をさす一方で、老子(李耳)に対する「聖祖大道玄元皇帝」など、李家の祖先(とみなされたもの)への諡号もまた尊号と観念されていた。たとえば唐大詔令集の卷七八に、玄宗による天宝八(七四九)載閏六月四日の「聖祖大道玄元

皇帝加号冊」が収められており、「謹上^二加尊号^一曰^二聖祖大道玄元皇帝^一。伏惟、昭^二膺盛典^一、永^二貽^二休烈^一」とある。ちなみに唐王朝初代皇帝の李淵に対しても同日に号が加えられているが、「謹上^二加尊諡^一曰^二高祖神堯大聖皇帝^一」とあって、「尊諡」とされている。同日の太宗・高宗・中宗・睿宗のおのへの冊文にも「謹上^二加尊諡^一」とある。老子への尊号は尊諡、つまり諡号と同一のものと考えるべきであろうが、老子を対象とする「尊号」ということばの使用は、唐王朝における生前の個人に対する尊号の発生以降も、現皇帝や前皇帝個人への称号に限定されず、諡号などとの異同が不明確さを有したことを明らかにする。地位を示す称号と個人を対象とする称号との混在という、このような中国での尊号用法のありかたは、孝謙太上天皇への宝字称徳孝謙皇帝号と、故聖武天皇に対する追贈号である勝宝感神聖武皇帝号が、ともに「尊号」として並存しえた八世紀半ばの日本での用法と一致するものである。というよりも唐王朝における尊号概念の展開が日本における地位・身分呼称のありかたに影響したとみるべきであろう。

さらに尊号の付与形式について検討してみると、宝字称徳孝謙皇帝・天平応真仁正皇太后のふたつの称号は、百官・僧綱からの奉 upper を契機としていた。それに対して勝宝感神聖武皇帝・岡宮御宇天皇の両者は、さきのふたつの尊号奉 upper を前提とするものではあったが、臣下からの直接の提起はなく、孝謙太上天皇の勅に発するものであった。同時期の尊号とはいえ、その付与形式は相違している。唐代

における生前の個人を対象とする尊号奉上の定型化された様式は、王公・群臣から尊号を奉るべしとの請願が出され（「請_レ上_二尊号_一」）、提示された尊号を皇帝が検討し、諾否を示す「批答」がなされ、受冊の礼が行われ、尊号が加えられる（「冊_二尊号_一」）というものであった。そしてそれにもなつて赦や祭祀が行われた。⁷⁾ 下からの奉上を前提として皇帝による承諾の決定がなされ、前皇帝や現在の皇帝の祖先への尊号付与がなされるのである。

他方日本での尊号奉上儀をみると、孝謙自身への尊号については、百官・僧綱からの奉上提起があつたのちの詔報で、「忝以_二寡薄_一何当_二休名_一」として、尊号辞退の姿勢をみせつつも、祥瑞の出現（天平宝字元_レ七五七）年三月戊辰、承塵にあらわれた）もあるので、「天意難_レ違」といい、尊号をうけ入れた。中国では幾度か辞退するのが通例であつたが、この孝謙の態度もまた唐での尊号儀礼にある程度かなうものである。ただし「批答」に明確に相当する行動はみられない。また光明皇太后への天平応真仁正皇太后号については、「任_二公卿之所_レ表_一」せて、「策」して、光明子を天平応真仁正皇太后とせよとした。勝宝感神聖武皇帝の追贈にあつても「策」とある。これは、唐王朝における尊号奉上儀が、「請_レ上_二尊号_一」、「批答」をふまえ、「冊_二尊号_一」にいたる最後の段階に照応するものである。完全に奉上の次第が一致するわけではないが、唐代に育まれた尊号奉上制度こそが、仲麻呂政権期になされた孝謙や光明子への尊号のよつてたつところの先蹤であつた。このふたつは

藤原仲麻呂政権期の尊号について(寛)

中国での生前の個人への尊号の継受であり、故聖武に対する尊号は、過去の皇帝や皇帝の祖先への尊号（尊諡）奉上の例に相当するものといえる。

しかしここで問題とせねばならないのは、語義上の広狭、諡号との区別の不明確さなど、日唐における尊号の用法の共通性、さらに尊号付与形式のある程度の共通性にもかかわらず、存命中・死後とを問わず個人への個別的称号としての尊号奉上制度が、日本では定着しなかつたことである。中国での尊号の一形態としての諡号に包摂される日本の漢風諡号も個別に奉上された形跡はほとんどなく、文武・聖武などのわずかな事例を除けば、ある時期にまとめて決定されたものである。⁸⁾ 和風諡号もまた大宝公式令平出条の第一二番目に「天皇諡」として規定されつつも、九世紀の淳和天皇の「日本根子天高讓弥遠尊」を最後に消えていく。⁹⁾ 院号などのかたちで個々の天皇を区別することはひきつづき行われるけれども、各天皇に対して個別の儀礼的な称号をことさらに付けていくという意欲は、日本古代の君主制には稀薄なように思われてならないのである。なにゆえこのような事態を生じたのであろうか。

三 日本古代君主制の特質

「宝字称徳孝謙皇帝」「天平応真仁正皇太后」「勝宝感神聖武皇帝」「岡宮御宇天皇」の尊号が付けられたのは、淳仁天皇の即位時、

および在位のごく初期のことであった。藤原仲麻呂が支配層の主導権を掌握していた時期である。事実経過を追う中で、尊号を素材に当該期の歴史的位置をふまえつつ、中国皇帝に比しての日本古代君主制の特性を析出させたい。以下とくに断らない限り、史料の典拠は続日本紀による。

(a) 孝謙・光明子への尊号

天平宝字二(七五八)年八月庚子朔条によれば、孝謙天皇の讓位、淳仁の即位の当日、尊号を奉る百官・僧綱の上表があり、提案された尊号が受容された。百官の上表には、「謹摺」典策「敢上」尊号二」とあるが、「典策」とは古典のことである。中国での尊号にならうて行うということであろう。そして尊号をうけたことをふまえ、百官の名を改めるべしと、逆に孝謙太上天皇は提起した。さらに赦が行われたが、これは唐代の尊号奉上が赦をとまなうものであったことに由来する。

(b) 鑑真への「大和上」の称号

同じ日、大僧都鑑真和上の渡日の功績をたたえて、かれに大和上の称号をおくるとともに、藤原仲麻呂にふさわしい名を考えよとの諮問があった。功勳が高いのに報いがなく、「名字加へズ」とあり、参議・八省卿・博士らに「古ニ准ヘテ正義奏聞スベシ」と命じたのである。「准レ古」とは、下文の甲子条からして、中国の先例(伊尹や呂尚)を念頭に置いたものと考えられる。

(c) 聖武天皇への尊号

戊申(九日)、子が父を尊ぶのは礼家のすすめるところとして、孝謙は、父である故太上天皇を策して勝宝感神聖武皇帝と称し、諡して天璽国押開豊桜彦尊と称させた。それに際しては、「敬依二旧典一、追上尊号二」の表現がみられるが、ここでいう「旧典」も中国の先例であろう。和風諡号は別として、勝宝感神聖武皇帝などという麗々しい称号が過去の天皇あるいは大王に付与された例はないからである。「一中国の尊号」で検討した尊号の一形態としての諡号という中国でのありかたを継承したものであろう。そして草壁皇子に尊号を追崇して岡宮御宇天皇とした。ここでも「追崇尊号二、古今恒典」とあるが、この草壁の事例は、天皇や大王でなかったものに対する天皇号追贈の初見であるから、「古今恒典」もまた中国のこととみるほかあるまい。草壁皇子が先例となり、その後、淳仁天皇の父・舍人親王に「崇道尽敬皇帝」号(天平宝字三年六月庚戌条)が、光仁天皇の父・志貴親王に「天皇」号が追贈されたのである(宝龜元(七七〇)年十一月甲子条)。なお志貴親王に関しては、靈龜二(七一一)年八月甲寅条の薨伝では「御春日宮天皇」とさされている。

ここでの「古今恒典」とは、秦の始皇帝が亡父に対して太上皇を追贈した例(「追尊」莊襄王二為「太上皇」)史記卷六 秦始皇本紀)や、傍系から皇帝位に即いた漢の哀帝・劉欣の実父である定陶恭王を「恭皇」と称させた事例(「尊」定陶恭王二為「恭皇」)漢書卷一一

哀帝紀)、また東魏からの禅譲を受けて皇帝となった北斉の文宣帝・高洋が、斉の「王」でしかなかった父を献武皇帝、兄を文襄皇帝とする等、亡父・亡母などに皇帝・皇后号を贈った例(北斉書卷四文宣帝紀)などにもとづくものであろう。しかし北斉の例にしても、皇帝ではなかったものの、王_{II}君主であったり、王のキサキであったものたちへの皇帝・皇后号の追贈である。世系を重視する儒教的觀念からして、傍系から即位した皇帝が、君主位と無関係であった本生の父に皇帝号そのものを追贈するようなことは中国では原理的にありえず、舍人親王等の事例の直接的な根拠となるものは存在しないようである。漢の哀帝の場合も異議の発生により、「恭皇」号すら撤回されている。(a)における「典策」、(b)における「准_レ古」、また(c)における「旧典」「古今恒典」、ともに明確な典拠があるというのではなく、関連性のある事実を念頭に置きつつ、先例主義的な発想からなされた表現であると考える。さきに太上天皇尊号宣下制度創出に絡んで言及した続日本後紀の仁明天皇詔における「夫太上尊号、非_二唯一時_一、秦日漢年、称謂尚矣」もまた、太上天皇の称号のもととなった太上皇号の存在についていうのみであって、太上天皇尊号宣下制と同じ方式が中国に既存していたことを示そうというものではなかった点が考慮されるべきであろう。

(d) 惠美押勝の称号

八月甲子(二五日)条の勅によれば、藤原朝臣仲麻呂の姓に「惠美」の二字を加え、かつ名づけて「押勝」とするとある。つまり藤

原惠美朝臣押勝への改名であり、直後に「大保從二位中衛大将藤原惠美朝臣押勝」の表記がみられる。そしてその後、仲麻呂の子孫にこの姓が及ぼされた。

(e) 官号の変更

同じ日、八月一日の勅による提案をうけて、官司の名と官名の変更が行われた。すべての官司・官職名が変えられたわけではないが、大師・大傅・大保や御史大夫などは中国風であり、中衛府・衛門府等の「府」を鎮国衛・司門衛など「衛」としたのも、唐制にならうものであった。

(f) 維城典訓

天平宝字三年六月丙辰条によると、維城典訓・律令格式を読むものを官人に挙すべしとの勅が出された。維城典訓とは、則天武后が編纂させた書であるが、宝字称徳孝謙皇帝などの尊号の淵源が唐の高宗・武后期にあったことからして、仲麻呂政権期のこの時期にこの書物が参照されたことは、唐風化政策の一環と理解されるべきである。

(g) 官人・僧侶からの意見聴取

同日、五月九日(五月甲戌条)に五位以上の官人や師位以上の僧侶に対して発せられた意見提出の勅にこたえたいくつかの意見封事がなされた。続日本紀には、石川年足による格式、文室智努や僧自訓による諸寺の正月悔過、水上塩焼による皇親時服、山田古麿による課役免に関わる意見が列記され、それぞれ裁下され、実施された

ことが示されている。そのあとに、「其緇侶意見、略擧漢風、施於我俗」、事多不_レ穩。雖_レ下_二官符_一、不_レ行_三於世_一。故不_二具載_一とあり、さきの五名の意見封事以外にもいくつかの提言があり、太政官符も下され、実行に移されたことがうかがわれる。しかしこれらは「俗」にあわず、世に行われなかったので続紀には記事としてその内容が残されなかったというのだが、「略擧漢風」とは、緇侶、すなわち僧侶の意見に限定されず、官人たちのそれにも共通するものであつたらう。

淳仁天皇期の初頭における(a) (g)の諸現象がみられたのち、数年を経て、八世紀に特徴的であつた天皇・太上天皇間の確執・矛盾により、天平宝字八年九月、いわゆる仲麻呂の乱に至り、決定的な軍事衝突、仲麻呂一族の滅亡、淳仁天皇の廢位、太上天皇の重祚が將來された。そして九月丙辰には官司名がもとに戻され、仲麻呂政権期の施策は否定されたかにみえる。仲麻呂に疎まれ、大宰員外帥となつていた同母兄の豊成も右大臣として復活した。また一月辛酉には、天平宝字元年の養老令施行時に令制に復活していた選限を「慶雲三年格制」にもどしている。さらに仲麻呂政権期の天平宝字二年一二月丙寅に復活していた続勞錢が、八年一〇月癸巳の勅で再び停止された。これも仲麻呂期の政策を否定する一事例であるう。

ところが天平宝字八年一〇月乙丑条には、放鷹司が廢止され、放

生司が置かれたとの記事がみえる。放生は日本書紀の天武紀からみられ、続日本紀でも文武元(六九七)年八月庚申、養老五(七二二)年七月庚午、神龜三(七二六)年六月辛酉などに記事のみられる施策である。仲麻呂の失脚とは関係のない問題とみられるかもしれない。しかし類聚三代格卷三の元慶六(八八二)年六月三日の太政官符によれば、天平宝字三年六月二三日の唐僧・曇靜法師の奏上にもとづき、放生・殺生禁断がなされたという。この記事自体は続紀にはみられないが、さきにも述べたように、続紀天平宝字三年六月丙辰条には、僧侶たちの意見奏上は漢風であつて世に行われなかつたので、つぶさには掲載しない旨の編纂者の言があつた。この放生もまた仲麻呂政権期の中国風政策の一環として理解されうる。とするならば、放生司の設置は仲麻呂政権期の施策の延長上にあるとも解することができると。

このように仲麻呂の敗死前後を通してみた場合、官司名の復旧や藤原惠美朝臣姓の廢止、選限の復旧、続勞錢問題など、政策の揺れ戻しがめだつが、他方で、草壁皇子への追号は先例化して舍人親王・志貴親王への追号に継承された。とくに仲麻呂失脚以後の志貴親王への天皇号追贈には注意すべきである。仲麻呂政権期に「漢風」とみなされたらしい放生もまた、もとより七世紀以来の前史はあつたとはいえ、連続してみられる。孝謙・称徳の名がのちに漢風諡号として採用されたこと、さらにいえば尊号奉上自体が否定されなかつたことにも注目すべきであらう。続日本紀の各巻の巻数表記の次

にある天皇・皇帝号などは、統紀編纂当初からあるとみられているが、卷一八の内題「宝字称徳孝謙皇帝」には、「出家婦_レ仏。更不_レ奉_レ諡。因取_二宝字_一二年百官所_レ上尊号_一称之」とある。諡号を奉らなかつたがゆえの二次的な利用とはいえ、尊号自体が否定されなかつたことを示すものであろう。

ちなみにいえば、廃帝（淳仁）が淡路に送られて「淡路公」の称号を付与された。これは、藤原不比等の「淡海公」（天平宝字四年八月甲子）や藤原良房の「美濃公」（日本紀略貞観一四年九月四日辛未条）と並べて、齊の太公の故事によるものと考え、臣下への称号でない点において淳仁の例は特殊とみられがちであろう。しかしむしろ淳仁の事例は、中国の王朝交替時における前王朝最後の皇帝の処遇と関わるものと考えられるのである。後漢の最後の皇帝である献帝の「山陽公」、隋最後の皇帝・恭帝の「酈国公」のように、「淡路公」の称号は、中国において王朝交替・易姓革命後、次の王朝の初代皇帝によって付与された待遇の継受ではあるまいか、とみるのである。

三国志卷二 魏書文帝紀 黄初元（二二〇）年十一月癸酉条

以_二河内之山陽邑万戸_一奉_二漢帝_一、為_二山陽公_一。

旧唐書卷一 高祖紀 義寧二（六一八）年六月癸未条

封_二隋帝_一為_二酈国公_一。

太公の故事と同様、中国の故実・先例にもとづくものとはいえ、仲麻呂の乱を経てのちに、あらたな中国製の継受が企図されているの

である。これもまた連続面の一支証とみなすことができる。

このように考えた場合、仲麻呂政権崩壊後も中国化・唐風化は順調に進行したわけで、小稿の立場から考究を迫られるのは、仲麻呂政権期になされた孝謙・光明子への個人単位の尊号奉上が結局継承されず、伝統化しなかつたことの意味である。個人対象の尊号の問題を仲麻呂政権崩壊や、あるいは則天武后に擬される光明子の死に帰してはならず、日本古代史における中国制度継受の通時的傾向の中の現象のうち、個人を対象とする尊号が定着しなかつた意味を考えることが重要なのである。親王宣下や太上天皇尊号宣下も、中国制をやや異なつたかたちで参照しつつ継受したのだが、これら地位・身分に関わるものは制度として受容・定着したことも対照的な問題である。鑑真の大和上号や惠美押勝も尊号の延長上にあるものとの考えもある。¹¹ 尊号範疇の中に入れるのは疑問であるが、個人を顕賞する称号を付与する施策が八世紀半ばに推進された一環としてならば、鑑真の号や惠美押勝の姓名も評価できるだろう。

天皇や皇后をめぐる個人を対象とする尊号がいつに日本で定着しなかつたことは、日中の君主制の構造的な差異とみるほかあるまい。隋書に「阿輩雞弥」（アメリキミないしオホキミ）の記載がある。¹² これは当時の倭国王の位号である。しかし唐丞相曲江張先生文集に収められた日本国王宛ての勅にみられる「日本国王明樂美御徳」に注目したい。「主明樂美御徳（スメラミコト）」の表記は、中国皇帝の面前で、皇帝と等置される天皇号を称することを自重した日本か

らの遣唐使たちの苦肉の策であるようにもみられるが、実は日本からの使者にとつては、日本の天皇がいかなる個人名をもっているのかよりも、スメラミコトという地位を歴代継承することの方が重大問題だとみなされていたからではないだろうか。七世紀初頭の遣唐使たちも、倭王の姓名を問われ、姓は「阿每(アメ)」、名は「多利思比孤(タラシヒコ)」と答えた。さきの「阿鞞羅弥」と並べて隋書に記されている。しかし当時の倭国王たるトヨミケカシキヤヒメ(推古天皇)とあわず、厩戸王(聖徳太子)のことかともいわれるが、それでも名が対応しない。実はこれもつけっしてある特定個人の名ではなくして、「アメタラシヒコ」という名が、オホキミ(アメリキミ)と並称される倭国君主の位号的なものだったからではあるまいか。

個人は問題ではないらしいのである。そして八世紀以降においては、日本国王つまり天皇は、スメラミコトという名を継承するというのが遣唐使たち、そして日本の支配層の共通理解だったとみられるのである。遣唐使たちが天皇の名を知らなかったのでも、実名をことさら隠そうとしたのではないだろう。また「皇帝」と等価値をもつ「天皇」号の代わりとして「スメラミコト」と称したのでもあるまい。日本国王はすなわちスメラミコトであるというのが遣唐使たちの認識であつて、そういった認識様態を理解できずに個人名と認知してしまつたのは中国側であつた。

日本では、「尊号」とは地位・身分についていうものとの観念が

一般的であり、個人対象の尊号の存在が一時的であることの意味はここに存するといえよう。個人への個別の称号が受けいれられないような性質を八世紀頃の日本列島中央部の政治社会は有していたのである。仲麻呂への顕賞は、藤原惠美朝臣押勝の姓名に結実した。しかしそのうち、藤原惠美朝臣は姓として一族(もちろん限定的ではあるが)に広げられた。仲麻呂個人への賞賛が一定の範囲とはいへ、集団の名譽として表示されるのである。仲麻呂への称号であつた藤原惠美朝臣押勝のうち、姓部分「藤原惠美朝臣」の直系子孫への拡大は、オホキミが君主号であると同時に王族一般の呼称でもあつたことと関わる。ある個人の行動や地位が、特定の集団の一員としての行動・地位の問題として機能する傾向がみとれるのである。八世紀半ばに、宝字称徳孝謙皇帝など、中国的な、個人を対象とする個別的尊号が一時的に継受されたが、それが持続しなかつたのは、仲麻呂が失脚したり、光明子が死んだからではなく、そういった制度・儀礼を模倣するだけの内在的な契機が日本古代社会に存在しなかつたからである。それは、生前の個人に対する尊号よりは受容されたけれども、漢風諡号もまた必ずしも順調に贈られなかつたこと、さらにはいわゆる和風諡号も九世紀には姿を消すことも関係がある。君主個人としてよりも、大王・天皇の地位の連続性が第一義的なのである。

おわりに

五世紀の倭の五王たちは、倭姓を有するとともに、それぞれ個人名を名乗っていた。讚・珍・濟・興・武である。そして同じく倭の姓をもつ隋の存在も確認できる。この段階で、部族名を姓とし、個人名を名乗るといふ性格を朝鮮半島諸国の支配層と共有する。その意味で小稿で論じた日本古代君主制における君主個人名の稀薄さという性格は、六世紀以降に後発的に生じたか、もしくははひとたび潜在化していたものが浮かびあがったかのいずれかであろう。後者の解釈をとるとしても、倭の五王、遣隋使・遣唐使の事例が、ともに外交の局面という同質の場における現象である以上、やはり君主制の変貌を確認せざるをえない。前者の解釈をこそ採用すべきであろう。

小稿では、「尊号」と称されるものを検討することにより、日本古代において個人を賛美する称号の位置づけの低かったことを確認した。日本古代君主制の特質として、君主制が個々の君主の連続であるというよりも、所与の連続性の中に個々の君主が存在しているにすぎない面の強さを見出したのである。ただし固定的な「型」とみなすのは正しくなからう。おそらく西嶋定生が重視するような、倭国における新しい世界観の発生（「治天下大王」意識¹³）が前提となり、神話をも含めたレヴェルにおける列島中央部支配層の共同利害を構想していく過程で創出されたものと考えられるからである。

藤原仲麻呂政権期の尊号について(寛)

注

- (1) 太上天皇関係の研究史の概要については、寛敏生「古代太上天皇研究の現状と課題」〔古代史研究〕一一、一九九二年 参照。
- (2) 寛敏生「太上天皇尊号宣下制の成立」〔史学雑誌〕一〇三一一、一九九四年。
- (3) 草壁皇子に天皇号を追贈し、天皇として扱うことが主要な意図であり、その限りでは位号とも考えられるが、舍人親王・志貴親王への天皇号追贈の先例となったと考えられ、個人へのものとみることができ。
- (4) 淳和のキサキの場合は太皇太后をさして徽号といっており、地位・身分を表示する位号である。徽号を含めて、尊号の同義語・類義語については、戸崎哲彦「唐代君主号制度に由来する「尊号」とその別称——唐から清、および日本における用語と用法——」〔彦根論叢〕二七〇・二七一合併号、一九九一年 参照。
- (5) 戸崎哲彦「古代中国の君主号と「尊号」——「尊号」の起源と尊号制度の成立を中心に——」〔彦根論叢〕二六九、一九九一年。
- (6) 「宝字称徳孝謙皇帝」等の尊号と中国の尊号との類似性については、山田英雄「古代天皇の諡について」〔日本古代史攷〕一九八七年、岩波書店、加藤淳子「尊号と諡号——漢風諡号の成立をめぐる——」〔古代文化〕三一—一、一九七九年、戸崎哲彦「唐代君主号制度に由来する「尊号」とその別称」(前掲)、大津透「天皇制唐風化の画期」(新日本古典文学大系月報39、一九九二年)に若干の指摘がなされている。
- (7) 戸崎哲彦「唐代尊号制度の構造」〔彦根論叢〕二七八、一九九二年)。なお、宝字称徳孝謙皇帝の尊号奉上的の時にも赦が行われており、唐代の尊号制度に類似する。ただし祭祀については統紀天平宝字二年八月戊午条に伊勢神宮はじめ諸社への奉幣がみられるが、

それは淳仁天皇即位を契機とするものである。この事例においては、即位と尊号奉上が時期的に重なったため、中国での尊号儀礼にともなう祭祀の継受を確認することはできない。

(8) 坂本太郎「列聖漢風諡号の撰進について」(坂本太郎著作集 七『律令制度』一九八九年、吉川弘文館)。

(9) 山田英雄「古代天皇の諡について」(前掲)。

(10) 寛敏生「古代王権と律令国家機構の再編——藏人所成立の意義と前提——」(『日本史研究』三四四、一九九一年)。

(11) 岸俊男「藤原仲麻呂」(一九六九年、吉川弘文館)は、「尊号の撰進は単に天皇のみに止まらなかった」として、鑑真の大和上や仲麻呂の藤原惠美朝臣押勝に言及し、「仲麻呂自身にもいわば尊号が与えられたことになり」と評している。

(12) 倭・日本の君主号に関する最近の研究として、梅村喬「天皇の呼称」(『講座前近代の天皇』第4巻、一九九五年、青木書店)がある。

(13) 西嶋定生『日本歴史の国際環境』(一九八五年、東京大学出版会)、とくに第二章参照。